

# 京都府内特定行政庁建築行政マネジメント計画

令和8年4月

京都府内特定行政庁連絡会議

# 目 次

---

## I はじめに

- 1 京都府内特定行政庁建築行政マネジメント計画の策定について・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 計画策定の背景・目的
  - (2) 策定主体
  - (3) 計画の対象と役割
  - (4) 計画の推進体制
  - (5) 計画の実施期間
  - (6) 施策の方向性と体系

## II 実施方策

- 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保・・・・・・・・・・ 6
  - (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底
  - (2) 設計及び工事監理業務の適正化
  - (3) 中間検査及び完了検査の確実な実施
  - (4) 地域特性等に応じた建築規制の適切な運用
  
- 2 建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 定期報告の確実な実施による適切な維持管理
  - (2) 既存建築ストックの安全性向上と有効活用
  
- 3 違反建築物対策等の推進・・・・・・・・・・ 11
  - (1) 違反建築物対策の推進
  - (2) 違法設置昇降機の安全対策の推進
  
- 4 事故・災害時の対応・・・・・・・・・・ 13
  - (1) 事故対応
  - (2) 災害対応
  
- 5 府民・消費者への対応・・・・・・・・・・ 14
  - (1) 府民・消費者等への情報提供と相談対応
  
- 6 業務執行体制の整備・・・・・・・・・・ 15
  - (1) 内部組織の執行体制
  - (2) データベースの整備・活用

# I はじめに

## 1 京都府内特定行政庁建築行政マネジメント計画の策定について

### (1) 計画策定の背景・目的

建築物の安全性の確保を図るためには、建築基準法に基づく建築確認や検査等の制度を適確に運用し、その実効性を確保することが重要である。

平成10年6月の建築基準法改正に伴う建築確認・検査制度の民間開放を契機に、特定行政庁が取り組むべき工事監理及び検査の徹底等による建築規制の実効性の確保を図ることを目的に、技術的助言（平成11年4月6日付け建設省住指発第163号「建築物安全安心推進計画について」）が示され、京都府内では、建築物安全安心推進計画を策定し、建築物の安全性等の確保に取り組んできた。

さらに、建築行政が直面する課題や制度改正に対応して、適正かつ効率的に業務を遂行し、法令遵守を徹底することが求められるため、平成22年に国土交通省から都道府県及び特定行政庁に対し、技術的助言（平成22年5月17日付け国住指第655号「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について」）が示され、府内特定行政庁においては、それぞれ建築行政マネジメント計画を策定し、取組を進めてきた。

しかしながら、近年、相次ぐ地震等の自然災害、また、構造計算書偽装、建築士詐称、大臣認定不適切事案等の事件や、既存建築物等の維持管理の不備を原因とする事故や火災など、建築物の安心安全を揺るがす様々な事件・事故が発生している。

また、度重なる法改正や新たな制度の創設等に伴い、建築行政に係る業務がより一層多様化・複雑化する中、建築確認・検査の民間開放に伴う審査検査機会の減少や、知識・経験豊富な建築職員の急速な減少、デジタル化の進展等に伴い、特定行政庁としての技術力やノウハウ等の維持継承が喫緊の課題となっている。

令和7年3月には上記指針の改定について技術的助言が示されたところであり、引き続き、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性確保について最大限の効果が得られるよう、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築士団体等が連携して適正かつ効率的に建築基準法及び建築士法の運用を総合的にマネジメントする必要がある。また、このような状況のもと、府内特定行政庁での連携の必要性が一層高まってきていることから、令和7年4月に府内特定行政庁連絡会議を設置し、今後5年間の「京都府内特定行政庁建築行政マネジメント計画」を策定するものである。

<平成 18 年以降の主な建築基準法改正>

平成 18 年 10 月 アスベスト規制新設

平成 19 年 6 月 確認検査厳格化、構造計算適合性判定制度新設、構造基準明確化、  
指定道路関係規則改正等

平成 22 年 6 月 確認円滑化に係る運用改善、軽微変更見直し（規則）

平成 28 年 4 月 構造計算適合性判定制度の見直し、定期調査・報告制度の強化

平成 30 年 4 月 田園住居地域の創設

平成 30 年 9 月 接道特例許可合理化、仮設許可制度拡充

令和 元年 6 月 法第 6 条第 1 号建築物合理化、既存建築物対策拡充、耐火建築物等  
基準合理化、用途制限許可合理化、防火・準防火地域規制合理化、用  
途変更手続合理化等

令和 6 年 4 月 防火規制の合理化、建築副主事制度の創設等

令和 6 年 11 月 計画通知の審査検査等の民間開放

令和 7 年 4 月 四号特例の見直し、壁量基準等の改正、省エネ基準への適合義務の  
対象拡大（建築物省エネ法）等

## (2) 策定主体

京都府内特定行政庁連絡会議（京都府、京都市、宇治市）

## (3) 計画の対象と役割

京都府内特定行政庁建築行政マネジメント計画（以下、「本計画」という。）は、建築基準法及び建築士法に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

本計画は、特定行政庁をはじめとする建築行政の主体が自ら適正かつ効率的な法運用をマネジメントするための基本指針である。

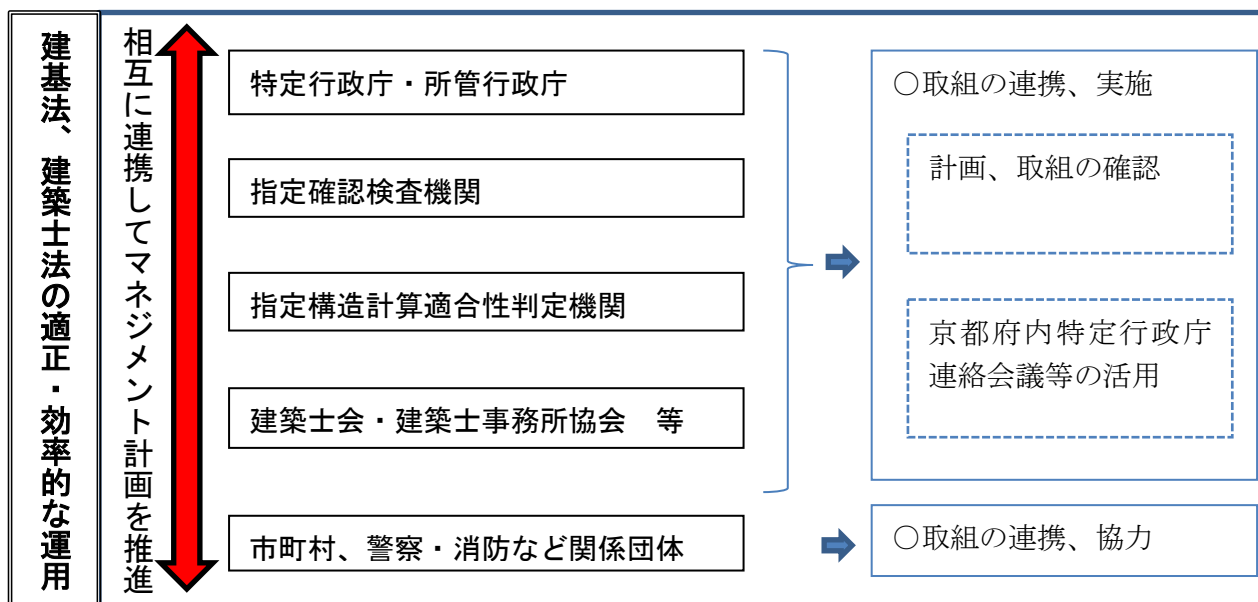
各特定行政庁の本計画に基づく取組についても、京都府内特定行政庁連絡会議において共有し、日々の実務や現場の取組にフィードバックさせることにより、建築行政の実効性確保を図る。

## (4) 計画の推進体制

建築物等の安全確保は特定行政庁のみでできるものではなく、関係機関や関係団体との役割分担のもと、連携して対応していく必要がある。

本計画及び本計画に係る施策については、京都府内の特定行政庁である京都府・京都市・宇治市で構成する京都府内特定行政庁連絡会議等を活用し、適宜、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、建築士団体等と相互に連携しながら遂行していく。

また、本計画の進捗や成果を確認し、随時、本計画の見直しを行う。



## (5) 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和8年度から令和12年度までとする。

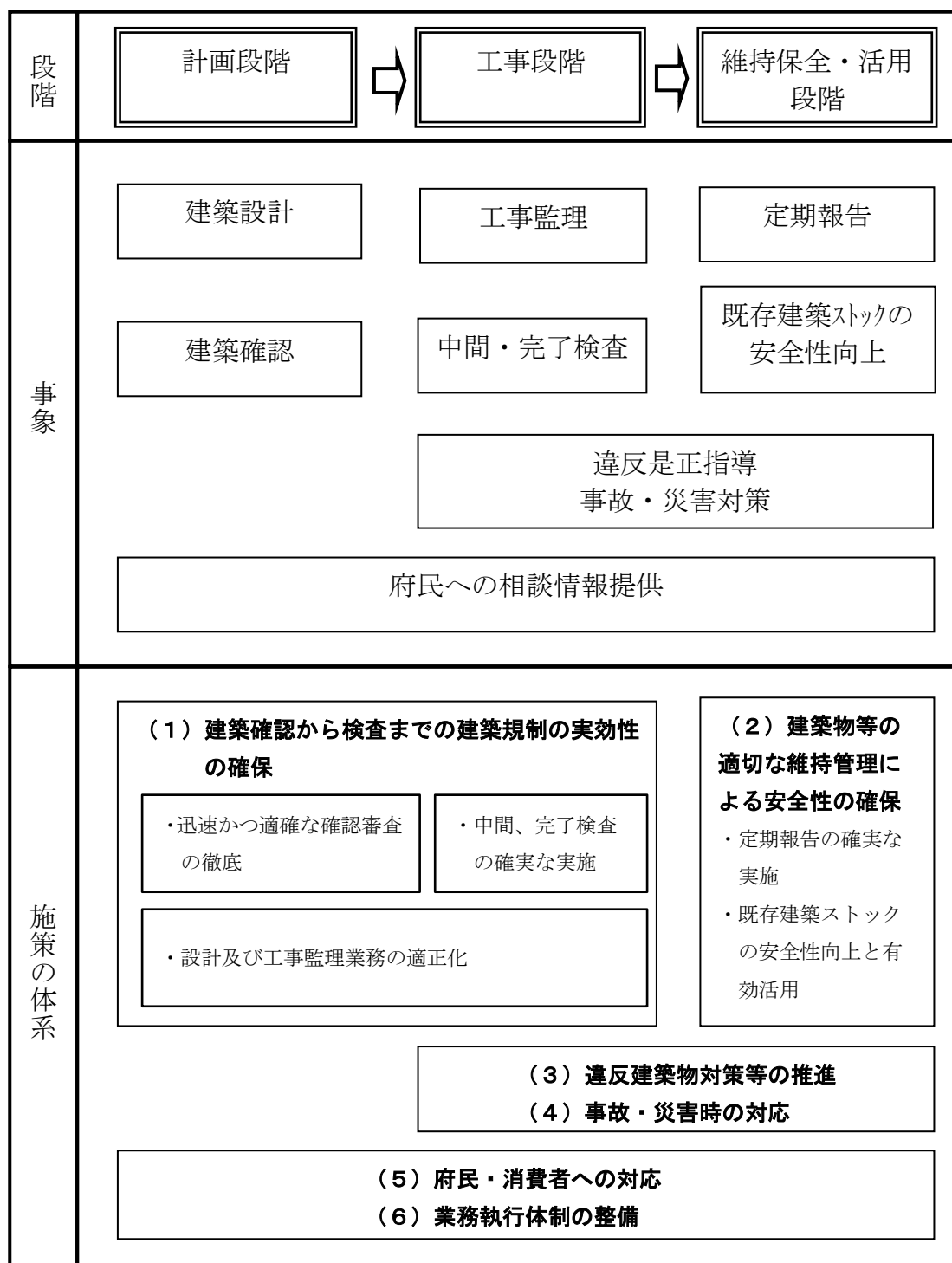
なお、計画の実施期間中、随時、計画の見直し・改定を行う。

## (6) 施策の方向性と体系

府民の生命、健康及び財産を保護するために、建築物の安全性を確保していくことは建築行政の最優先課題であるが、建築関連法規の合理化を目的とした建築基準法等の度重なる法改正がなされ、その複雑・膨大化した法令を行政・関係団体が連携・協力して運用していく必要がある。

このような状況において、本計画では、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築士団体等がそれぞれの役割を意識し、建築基準法及び建築士法を適正かつ効率的に運用するための施策に取り組むことにより、建築物のライフサイクルを通じた安全性を確保することを目指す。

また、京都府内の特定行政庁にはそれぞれの地域の特性があることから、独自性のある施策によって建築規制の適切な運用を図る。



## Ⅱ 実施方策

### 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

#### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

##### <現状課題>

建築確認制度は、違反建築物の現出を未然に防止するため、工事着手前に建築計画をチェック(建築基準関係規定の適合性確認)する建築行政の根幹となる制度である。

京都府内の建築確認の9割以上は指定確認検査機関が実施している状況であり、特定行政庁は、自身の確認審査業務に加えて、指定確認検査機関との連携体制の整備、指定確認検査機関への適切な指導をしていかなければならない。そして、指定確認検査機関は、法令遵守を徹底し、府民に安全な建築物が提供されるよう適確に確認審査を実施することが求められている。

こうした状況において、適正・円滑に建築確認制度を運用するためには、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が、それぞれの役割と責任分担を意識し、連携を強化していくことが重要である。

##### <目標>

指定確認検査機関等と連携し、迅速かつ適確な確認審査を徹底する。

##### <具体的取組>

特定行政庁	<p>① 建築確認手続の円滑化</p> <p>確認審査等に関する指針(平成19年国交省告示第835号)に基づき、円滑に審査と判定が行われるよう運用していく。また、京都府内特定行政庁連絡会議において、意見交換、情報の共有化を図り、より効率的な確認審査の実施に努める。</p> <p>さらに、建築関係手続の一層の円滑化に向け、各種申請や届出に関する電子化の推進に取り組む。既存建築物の確認審査等に当たっては、「既存建築物の現況調査ガイドライン」等を活用する。</p> <p>② 確認審査及び構造計算適合性判定に係る取扱い集等の整備</p> <p>特定行政庁・指定確認検査機関が建築基準法や関係法令の解釈について著しく異なることなく運用し、また、建築士が適切な建築確認図書を作成することにより、迅速かつ適確な審査及び判定に資するよう、確認審査及び構造計算適合性判定に係る取扱い集等を整備する。</p> <p>さらに、京都府内特定行政庁連絡会議において、建築基準法その他関係法令の事例研究を行い、府内における解釈の調整を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本建築行政会議による運用基準</li><li>・近畿建築行政会議 共通取扱い集</li><li>・建築法令実務ハンドブック など</li></ul> <p>③ 指定道路情報等の提供</p> <p>建築士の適切な建築確認図書の作成と、審査機関の円滑な審査等に資するよう、指定道路図や規則で定める指定値等の情報を窓口やホームページ</p>
-------	--

	<p>ージで公開する。</p> <p>④ 特定行政庁と指定確認検査機関等との連携 府内の確認検査業務が適切かつ円滑に実施されるよう特定行政庁と指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との連携体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定確認検査機関から特定行政庁への照会体制の整備</li> <li>・京都府内特定行政庁連絡会議等の活用、特定行政庁と指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関の運用統一、情報交換の推進</li> </ul> <p>⑤ 特定行政庁による指定確認検査機関への指導 府内を業務区域とする指定確認検査機関に適切な指導を実施し、特定行政庁と指定確認検査機関の審査水準の同一性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定行政庁の効率的かつ効果的な立入検査の実施</li> <li>・特定行政庁の立入検査結果の取りまとめ、指定確認検査機関へのフィードバック</li> <li>・確認審査報告書のチェック</li> <li>・指定確認検査機関の不適切な確認検査が発覚した場合の指定権者への報告 など</li> </ul>
府	<p>○ 指定権者・委任権者としての指導監督の徹底 京都府知事指定の確認検査機関に対し、指定権者として報告徴収・立入検査を効果的に行い、適切な指導監督を行う。</p> <p>また、京都府知事が構造計算適合性判定を委任する指定構造計算適合性判定機関に対し、適正に判定業務が実施されるよう報告徴収・立入検査等を行う。</p> <p>なお、不適切な行為等があった場合は、国土交通省及び特定行政庁と連携しながら厳正に対処する。</p>

## (2) 設計及び工事監理業務の適正化

### <現状課題>

平成 17 年に明らかになった構造計算書偽装問題は、本来法令を遵守すべき建築士が職業倫理を逸脱して構造計算書を偽装するという建築士の信用を大きく失墜させた事件であり、これを契機に、建築士の資質が改めて問われ、建築士業務の適正化を目的として建築士法が随時改正されてきたところである。

また、相次ぐ大臣認定や施工不良等に係る不適切事案においては、建築士による工事監理の重要性が改めて認識される場所である。

こうしたことから、建築士の資質の向上と法令遵守の徹底を図り、適正な設計及び工事監理のもと、安全で質の高い建築物が建築されるよう取り組んでいく必要がある。

### <目標>

建築士の資質の向上と法令遵守の徹底により、安全かつ質の高い建築物が建築されるよう、設計及び工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

### <具体的取組>

特定行政庁	<p>① 建築士団体と連携した建築士の資質向上と法令遵守のための取組の推進 建築士団体が行う建築技術等に関する講習会等の開催と連携し、同講習会等に講師を派遣するなどし、建築士法制度の普及啓発と、建築士定期講習の受講促進などの法令遵守の取組を行う。</p>
-------	---

	<p>② 工事監理制度の実効性の確保 工事監理制度の実効性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認申請書の工事監理者欄の明記の徹底</li> <li>・工事監理状況報告書提出義務の徹底</li> <li>・工事監理ガイドライン（平成21年9月国土交通省）の活用の推進 など</li> </ul>
府	<p>① 建築士・建築士事務所の指導・監督の徹底 建築士による適正な設計・工事監理と建築士事務所の業務の適正化が図られるよう、建築士事務所への立入検査を実施するなど、指導・監督を徹底する。 また、違反設計をはじめ、不適切な設計・工事監理業務等を行った建築士、建築士事務所に対しては厳正に対処し、処分を行った場合は速やかにその旨を公表する。</p> <p>② 指定登録機関、指定事務所登録機関の指導監督 二級・木造建築士登録、建築士事務所登録及び関連する閲覧制度が適正に運用されるよう関係機関への立入検査を実施するなど指導監督を徹底する。</p>

### (3) 中間検査及び完了検査の確実な実施

#### <現状課題>

建築基準法では、建築主事又は指定確認検査機関による中間検査及び完了検査を建築主に義務づけ、建築物の法適合性を確保しているが、中間・完了検査を受検せず、安全性が明確でないまま使用されている建築物が少なからず存在している状況にある。

これらの検査は建築物の安全性を確保するための最後の砦となるものであり、全ての建築主が中間・完了検査を受検することを目指し、特定行政庁、指定確認検査機関及び関係団体が一体となって、受検促進の取組を行うことが重要である。

#### <目標>

中間・完了検査の受検を確実にし、建築物の安全性を確保する。

#### <具体的取組>

特定行政庁	<p>○ 中間・完了検査の確実な実施 中間・完了検査が確実に実施されるよう、下記の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認審査等に関する指針に基づく適確な検査の実施</li> <li>・確認済証交付時に中間検査対象物件である旨通知</li> <li>・特定行政庁と指定確認検査機関による検査受検の督促</li> <li>・特定行政庁による現場パトロール（日常、違反建築防止週間）による受検の周知徹底</li> <li>・特定行政庁による未受検建築物に係る立入検査の実施</li> <li>・指定確認検査機関への特定工程の周知徹底 など</li> </ul>
-------	---

#### (4) 地域特性等に応じた建築規制の適切な運用

##### <現状課題>

建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備等に関する最低の基準を定める一方、条例や特定行政庁の指定等による地域の特性に応じた建築規制を許容しており、こうした条例等を適切に運用していくことが求められている。

##### <目標>

地域特性や社会的要請その他時代の変化に対応した建築規制を適切に運用する。

##### <具体的取組>

特定行政庁	○ 建築基準法に基づく条例、各種許可基準等の建築規制の点検・見直し等 地域特性や社会的要請その他時代の変化に対応した建築規制として適切に運用して必要な点検、見直し又は整備を行う。
-------	--

## 2 建築物及び建築設備の適切な維持管理による安全性の確保

#### (1) 定期報告の確実な実施による適切な維持管理

##### <現状課題>

既存建築物の適切な維持管理を行うことが、建築物の安全性を確保し、良好な既存建築ストックを形成することにつながる。

建築物の所有者や管理者は、建築物を適法に維持管理する義務がある。

なかでも一定規模以上の特殊建築物等については、定期にその損傷、劣化及び腐食等の状況を調査し、特定行政庁に対して報告することも義務付けられているものの、その実効性は十分とはいえない状況であったため、平成28年6月の建築基準法改正により、国が定期報告対象建築物等を一律に指定した。

また、令和元年6月には、既存建築ストックの利活用促進の観点から行われた建築基準法の改正により、それまで国が指定していた報告対象建築物の一部が除外された。

さらに令和7年7月1日には、定期報告制度の調査項目等を定める告示が定期調査・点検等の合理化や新技術の活用を目的として改正され、近年、定期報告制度に関する改正が続いている。

このような状況に対し、特定行政庁は、定期報告対象建築物を的確に把握することに努めるとともに、指定確認検査機関や消防等の関係団体と連携して定期報告制度を周知し、対象建築物の所有者等が定期報告制度の理解を深め、適切に調査報告等を実施されるよう指導していくことが必要である。

##### <目標>

定期報告制度を周知し、所有者等が定期報告を確実に実施することにより、建築物の状態を把握し、建築物の適切な維持管理がなされることを促進する。

## <具体的取組>

特 定 行政庁	<p>① 定期報告制度の実効性の確保</p> <p>所有者等が建築物・建築設備の状態を把握することにより建築物の適切な維持管理に資するよう、定期報告制度の実効性を確保するための下記の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期報告提出年度に当たる建築物の所有者等への通知</li> <li>・定期報告書未提出の建築物所有者等への提出の督促</li> <li>・定期報告率向上を目的とした建築物所有者等へのインセンティブとなるよう他制度との連携や関係団体への働きかけを検討</li> <li>・是正計画書を活用した要是正箇所等の是正指導</li> <li>・ホームページでの情報発信や手続の電子化による特定行政庁実務の円滑化</li> <li>・調査資格者及び所有者等へ向けた講習会・技術指導の実施</li> <li>・不適切な調査・報告を行った調査資格者への対処（処分権者への情報提供等）など</li> </ul> <p>② 定期報告制度の周知啓発</p> <p>所有者等が定期報告対象建築物であることを認識し、適切に報告がなされるよう、「定期報告制度の周知啓発」に関する取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認済証・検査済証交付時のリーフレット配布</li> <li>・建築計画概要書等への定期報告対象物件である旨の記載等</li> <li>・関係団体を通じた定期報告制度の普及啓発方法の検討</li> <li>・建築物防災週間等を活用した防災査察時の制度周知の徹底</li> </ul>
------------	---

## (2) 既存建築ストックの安全性向上と有効活用

### <現状課題>

これまでから自然災害や火災事故等を受けて、建築物の安全性を高める法の改正が行われてきており、現行法の基準を満足しない建築物が多数存在している状況にある。

また近年、建築物における火災、屋外広告物等の落下、昇降機を巡る事故及び空家の増加など、既存建築物に関わる問題が多数発生している状況にある。

こうしたことから、現行の基準を充たさない建築物や損傷、腐食、劣化等により安全性が確保されていない建築物や、適切な維持管理や手続がなされず建築基準法に適合しない状態になっている建築物等に対し、建築物の安全性の確保と良好な既存建築ストックを形成する観点から、適切な対応・指導が求められている。

### <目標>

既存不適格箇所や適切な維持管理がなされていない等の課題がある既存建築物の安全性の確保に取り組む。

## <具体的取組>

特 定 行政庁	<p>① 既存建築物に関する安全性の確保</p> <p>府内特定行政庁、関係機関及び関係団体との連携により、情報を共有しながら、既存建築物の安全性確保のための取組を協力して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物防災週間等を活用した防災査察の実施</li> <li>・建築物の所有者・管理者に対する維持管理の重要性についての普及啓発</li> </ul>
------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降機の所有者・管理者に対する地震時管制運転装置や戸開走行保護装置などの安全対策についての普及啓発</li> </ul> <p>② 既存不適格建築物に対応する法制度、関連施策の活用</p> <p>法制度や関連施策の活用により既存不適格建築物の安全性の向上を促進する。特に既存不適格建築物については、所有者等の危険性に対する認識が十分でないことから、法制度や施策を周知徹底するとともに、必要に応じて指導及び助言を行い、耐震化等の対策を推進する。</p> <p>また、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物から新2号建築物となる建築物の大規模の修繕・大規模の模様替については建築確認の対象となることから、既存建築物の安全性確保を図るため、建築確認の適確な実施及び周知を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築、用途変更時における全体計画認定制度の活用</li> <li>・維持保全計画書の作成指導、維持保全状況等の建築物に関する調査の報告の徴収</li> <li>・保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言</li> <li>・アスベスト対策の周知徹底</li> </ul> <p>③ 既存建築ストックの活用</p> <p>近年の建築基準法改正を踏まえた既存建築ストックの有効活用を促進するため、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けた連携に留意する。</p>
--	---

### 3 違反建築物対策等の推進

#### (1) 違反建築物対策の推進

##### <現状課題>

違反建築物は、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資するという法の目的を達成するために定められた基準に違反するものであり、府民等の生命、健康及び財産を脅かすことになりかねない。

違反建築物が現出する経緯や原因は様々ではあるが、工事が着手され、建築物が完成してしまうと、その是正は困難となることから、違反建築物を防止するためには、違反建築物の早期発見と迅速に対応する体制を整備することが重要である。

また、違反建築物に関与した者に対しては、適切な指導・監督を行い、同様の違反行為が行われないよう対応することが重要である。

##### <目標>

違反建築物の未然防止と早期発見・早期是正に努めるなど、違反建築物対策を徹底する。

##### <具体的取組>

特 定 行 政 庁	<p>① 違反建築物の早期発見・早期是正</p> <p>特定行政庁における現場パトロールの実施や指定確認検査機関との連携強化等により違反建築物を早期に発見し、是正指導を行う。</p>
-----------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定行政庁による現場パトロールの実施（日常、違反建築防止週間）</li> <li>・ 指定確認検査機関による違反が予見される建築物の情報提供</li> <li>・ 特定行政庁による迅速な調査実施と早期是正指導の着手</li> <li>・ 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施</li> <li>・ 特定行政庁連絡会議における意見交換、情報共有による対応事例・方法等の共有</li> <li>・ 違反建築物適正化マニュアル(日本建築行政会議 安全安心推進部会)の活用</li> <li>・ 違反对策マニュアルの整備及び活用 など</li> </ul> <p>② 緊急点検等における対応 社会的影響の大きい事案に対し全国的に行われている緊急点検等において把握した違反建築物等に対し是正指導を徹底し、既存建築物の安全性を確保する。</p> <p>③ 関係機関等と連携した効果的な違反是正指導 違反建築物等については、関係機関等と連携し、効果的に是正指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察、消防、市町村や福祉部局等の関係機関と連携した是正指導</li> <li>・ 電気、ガス、水道の供給事業者への協力要請</li> <li>・ 悪質な違反建築物に関与した建築主等の警察との連携による告発 など</li> </ul> <p>④ 違反建築物等に関与した建築士等に対する的確・迅速な対応 違反建築物に関与した建築士、工事の請負人（請負工事の下請人を含む）、宅地建物取引業者、浄化槽の製造業者については、建築基準法第9条の3の規定により、速やかに関係法令の所管部署へ通知するなど、的確に対応する。</p>
--	---

## （２）違法設置昇降機の安全対策の推進

### ＜現状課題＞

建築確認等の必要な手続が行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、多くの重大事故が発生している。

こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の相談対応や労働基準監督署等との連携により、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を停止させるなどの所要の措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底することが重要である。

### ＜目標＞

違法設置昇降機の把握に努めるとともに、安全対策を徹底する。

### ＜具体的取組＞

特定行政庁	<p>① 違法設置昇降機に関する相談対応 建築確認等の必要な手続が行われず違法に設置されている昇降機について、相談を受け付けるとともに、ホームページ等で情報提供を呼びかける。</p> <p>② 労働基準監督署及び消防等との連携と立入検査等による違法設置昇降機の把握</p>
-------	--

	<p>違法設置昇降機に係る情報を把握した場合は、関係機関との連携を図り、必要に応じ立入調査を行い、その実態把握を行う。</p> <p>③ 構造等に問題のある昇降機の是正措置の実施の徹底</p> <p>実態把握の結果、違反が判明した場合は、是正指導を徹底する。特に構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底する。</p>
--	---

## 4 事故・災害時の対応

### (1) 事故対応

#### <現状課題>

近年、エレベーターの戸開走行や遊戯施設の事故など、設備の誤作動、使用者の利用方法の間違いや偶発的な事象により、死傷者を伴う痛ましい事故が発生している。

このような建築設備や建築物の事故に対し、特定行政庁と警察・消防等の相互協力体制を強化しながら、調査等を円滑に実施し、再発防止に寄与することが重要である。

#### <目標>

事故発生時の迅速な対応及び事故後のフォローアップを行い、府民の安全性を確保する。また、事故の未然防止を図るため、関係機関との連携及び必要な情報提供を行う。

#### <具体的取組>

特 定 行 政 庁	<p>① 迅速な事故対応</p> <p>事故が発生した場合、「建築物等に係る事故防止のための対応等の運用について」（平成 20 年 4 月国土交通省事務連絡）及び「建築物及び昇降機・遊戯施設に係る人身事故等の情報提供について」（令和 7 年 10 月 31 日付国住事防第 10 号）に基づき情報収集・現場調査・是正指導等、迅速な事故対応を行う。</p> <p>② 建築物に係る事故情報の提供</p> <p>設計者や建設業者、建築物の所有者・管理者・利用者に対しては、事故事例や必要な情報をホームページにおいて公表し、事故の未然防止に役立てる。</p>
--------------	--

### (2) 災害対応

#### <現状課題>

地震等の災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要である。そのため、建築関係団体等の外部団体を含め、関係機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制づくりに取り組むことが重要である。

## <目標>

関係機関との連絡体制を整備するとともに、地震被災建築物応急危険度判定士を養成する等、災害時に備えた体制づくりに取り組む。

## <具体的取組>

特 定 行政庁	① 地震時の連絡体制等の整備（市町村、建築関係団体との連携を含む） ② 公務員判定士の技術向上のための研修の開催 ③ 地震被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備（初動対応マニュアルの作成、実施本部・支援本部の開設訓練等を含む） ④ 公務員判定士派遣時の派遣実施体制の整備
府	地震被災建築物応急危険度判定士の技術向上のための講習会等の開催

## 5 府民・消費者への対応

### (1) 府民・消費者等への情報提供と相談対応

#### <現状課題>

府民が安全にかつ安心して暮らすためには、建築物の安全性を確保するための情報を府民に提供し、府民の安全性に対する意識と知識を向上させるとともに、法制度や関連施策を基にした適切な相談対応を図ることが重要である。

このためには、行政・民間の関係団体が連携し、府民目線に立って、建築物の安全・安心確保に関する情報提供や相談体制の充実に取り組んでいかなければならない。

#### <目標>

行政・民間の関係団体が連携し、府民の建築物の安全性に対する意識と知識の向上を図るとともに、情報提供や相談体制を充実させる。

#### <具体的取組>

特 定 行政庁	① 安全な建築物を建てるための情報提供 住宅を建築する際の確認検査制度や工事監理制度等の情報をとりまとめ、ホームページへの掲載やリーフレットの配布等により、府民への周知啓発を図る。 ・ 建築確認・検査制度の普及啓発 ・ 工事監理制度の普及啓発 など ② 維持管理や既存建築物の活用のための情報提供 「建築計画概要書」、「処分等概要書」、「定期調査報告概要書」等の閲覧制度について、制度周知を図るとともに、インターネットによる閲覧環境を整備する。 ③ 建築物にかかる相談所等の活用 各団体や公的機関が設けている相談所や相談業務等の情報提供を行うなど、既存の相談メニューを活用し、府民への相談に適切に対応する。 ・ 京都府住宅相談所、建築関係団体、消費生活センター など
------------	---

府	<p>① 建築士・建築士事務所情報の提供 建築主が設計・工事監理を委託する際に、適切に建築士・建築士事務所を選定できるよう、指定機関における建築士・建築士事務所情報の閲覧制度の周知を行うとともに、インターネットによる閲覧環境を整備する。</p> <p>② 処分等のネガティブ情報の提供 違反建築物に関与した設計者等、建築士法に基づく処分情報をホームページで公表する。</p>
---	---

## 6 業務執行体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制

#### <現状課題>

建築関連法規の合理化を目的とした度重なる法改正や建築関係法令の創設等に伴い、建築行政に係る業務は多様化・複雑化してきている。

また、建築物利用の多様化や建築物の安全に係る府民意識の高揚等により、府民からの多種多様な相談が寄せられている状況にある。

一方、建築確認・検査の民間開放やいわゆる団塊の世代の職員の大量退職、さらに日常業務を通じた若手へ技術等承継が困難となっているなどの理由から、特定行政庁の確認審査・検査等に係る技術力の維持、低下が懸念されている。

このため、確認審査・検査のみならず、特定行政庁が担うべき多様な業務に対応するための人材育成を推進し、特に将来の建築主事及び建築副主事等の配置を見据えた業務執行体制の構築を図ることが必要である。

#### <目標>

審査担当者の審査技術の向上を図るとともに、建築行政に必要な執行体制の維持・向上を図る。

#### <具体的取組>

特定行政庁	<p>① 確認審査及び検査に携わる職員の能力の維持・向上 確認審査及び検査に携わる職員の能力の維持・向上のため、下記の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の研修会の実施</li> <li>・近畿建築行政会議による共同研修会への職員派遣</li> <li>・府内特定行政庁合同での研修会の実施</li> <li>・国土交通大学校等への職員派遣</li> <li>・業務上の実践的職場研修の実施</li> </ul> <p>② 建築基準適合判定資格者の育成 特定行政庁としての業務執行体制に必要な不可欠な建築基準適合判定資格者を育成するため、下記の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の対策講座の実施</li> <li>・近畿建築行政会議による共同対策講座への職員派遣</li> <li>・その他資格取得支援の検討及び充実</li> </ul>
-------	--

## (2) データベースの整備・活用

### <現状課題>

適確な建築行政の推進と迅速な事故対応、多様化する業務の効率化を図るためには、建築確認・検査をはじめとする建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が重要である。

### <目標>

建築確認・検査等に係るデータベースを整備する。
-------------------------

### <具体的取組>

特定 行政庁	<p>① 建築確認・検査、定期報告等のデータベース化の推進 適確な建築行政の推進と迅速な事故対応、多様化する業務の効率化を図るため建築確認・検査や定期報告等の内容のデータベース化を進める。</p> <p>② 指定確認検査機関、指定登録機関とのネットワークの構築 指定確認検査機関からの確認審査報告書の送付や、指定登録機関との登録状況等の情報共有に係る業務の効率化を図るため、ネットワークの積極的な構築を図る。</p>
府	<p>○ 建築士、建築士事務所データベースの整備及び活用 建築士、建築士事務所の登録状況や処分状況を適確に把握するため、データベースを整備する。</p>